

## 相模原市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「相模原市有料広告掲出に関する指針」の規定に基づき、相模原市立図書館雑誌スポンサー制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲出)

第2条 相模原市立図書館、相模原市立相模大野図書館及び相模原市立橋本図書館(以下「図書館」という。)に配架する雑誌(以下「雑誌」という。)に広告を掲出する者(以下「スポンサー」という。)は、広告を掲出する対価として、雑誌の購入費用を負担し、図書館に当該雑誌を納入するものとする。

2 スポンサーは、納入する雑誌(最新号に限る。)のカバーの表紙及び裏表紙並びに雑誌架の扉に広告を掲出することができる。

(納入希望雑誌)

第3条 現物納付の対象となる雑誌は、図書館が提示する一覧から選択する。

2 前項の一覧以外の雑誌について、広告主となる希望がある場合は次の各号に該当してはならない。

(1) 第7条第1項に掲げる各号に該当するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、図書館に納入する雑誌として適当と認められないもの

(スポンサーの要件)

第4条 雑誌に広告を掲出しようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は、スポンサーになることができない。

(1) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続き中である場合

(2) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けている場合

(3) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められる場合

(4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められる場合

- ( 5 ) 県暴力団排除条例第 2 3 条第 2 項に違反したと認められる場合
- ( 6 ) 市暴力団排除条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる場合、又はスポンサーの支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる場合
- ( 7 ) 相模原市税を滞納している場合
- ( 8 ) 第 7 条第 1 項に掲げる内容に該当する広告を掲出しようとする場合
- ( 9 ) 前各号に掲げるもののほか、スポンサーとして適当と認められない場合（配架される雑誌架の位置）

第 5 条 雑誌が配架される雑誌架は、図書館が指定する。

（広告の規格等）

第 6 条 広告の大きさ及び表示位置は、次に掲げるとおりとする。

- ( 1 ) 雑誌のカバーの表紙側

縦 1 0 センチメートル×横 1 7 センチメートルの範囲内で、雑誌面の大きさを上回らず、かつ雑誌名と重なることのない大きさとする。

- ( 2 ) 雑誌のカバーの裏表紙側

雑誌面の大きさを上回らない範囲とする。

- ( 3 ) 雑誌架の扉

雑誌架の扉の大きさを上回らない範囲とする。

2 広告は、図書館の定めた雑誌架に掲出する。

（広告の内容等）

第 7 条 広告の内容は、次の各号のいずれにも該当してはならない。

- ( 1 ) 施設の公共性、中立性又はその品位を損なう恐れのあるもの
- ( 2 ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号)第 2 条に掲げる風俗営業に該当するもの
- ( 3 ) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- ( 4 ) 政治活動若しくは宗教活動又は個人、団体等の意見広告に係るもの
- ( 5 ) 青少年の健全育成に反するもの
- ( 6 ) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- ( 7 ) 前各号に掲げるもののほか、掲出を行う広告として適当と認められないもの

2 広告として掲出する事項は、スポンサー名、住所又は所在地、電話番号、ファ

クス番号、メールアドレス、ホームページ URL 等とする。

3 広告には、広告であることを明記するものとする。

4 広告の内容変更は年 2 回までとする。

(申込方法)

第 8 条 「雑誌スポンサー申込書」(様式第 1 号)に必要事項を記入の上、掲出を希望する広告(案)を添えて、図書館へ直接、郵送又は Eメールのいずれかの方法により申し込むこととする。

(スポンサーの決定)

第 9 条 教育委員会は、前条の規定による申込みを受けた場合は、第 4 条各号に掲げるスポンサーの要件、第 7 条第 1 項に掲げる広告の内容の要件等をもって、スポンサーを決定する。

2 同一雑誌について申込みが重複した場合は、申込み時期の早い者を優先する。

(広告掲出の決定)

第 10 条 教育委員会は、掲出する広告の内容の適否について、相模原市有料広告掲出に関する指針に規定する広告審査会の承認を得た上で、その広告を掲出するときは「雑誌スポンサー決定通知書」(様式第 2 号)により、掲出しないときはその旨をスポンサーに通知するものとする。

(雑誌の納入)

第 11 条 スポンサーは、図書館に納入する雑誌を図書館が指定する書店等から購入し納入する。

(広告掲出期間)

第 12 条 広告の掲出期間は、スポンサーに決定した当月に発行される号から、当該年度の 3 月末日までに発行される号までとする。

2 前項の規定にかかわらず、スポンサーから特に申出の無い限り、広告の掲出期間は、自動的に継続する。

(雑誌の休刊等による変更)

第 13 条 広告を掲出している雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、図書館とスポンサーで協議して、決定する。

(広告掲出の取消し)

第 14 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲出の決定を取消し、又は広告の内

容を変更させることができる。

( 1 ) 提供されるべき雑誌の納入がないとき。

( 2 ) 掲出条件を満たす広告の提出がないとき。

( 3 ) この要綱の定めと反していると、教育委員会が判断したとき。

2 前項の取扱いに関して、教育委員会はこれらの処分によって生じた損害の責めを負わない。

3 第 1 項の規定により広告の掲出を取消した場合は、すでに納入されている雑誌及びその代金の返還はしない。

( 広告内容等の責任 )

第 1 5 条 広告の内容に関する一切の責任は、スポンサーが負い、広告の掲出に関して第三者に損害を与えた場合は、スポンサーの責任において解決する。

( 雑誌の所有権 )

第 1 6 条 この制度により提供された雑誌の所有権は、市に帰属する。

( 疑義の解決 )

第 1 7 条 この要綱に定めのない事項は、教育委員会とスポンサーが協議して定める。

( その他 )

第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか、この制度について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

雑誌 スポンサー 申込書

「相模原市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」を了承の上、次のとおり  
申し込みます。

年 月 日

相模原市教育委員会教育長あて

申込者 所在地

〒

名 称

代表者氏名

印

広告掲出館 (該当館に を つけてください)	雑誌名	刊行頻度	年間購読料(見込)
市立図書館 相模大野図書館 橋本図書館		月刊誌 週刊誌 その他	円
市立図書館 相模大野図書館 橋本図書館		月刊誌 週刊誌 その他	円
市立図書館 相模大野図書館 橋本図書館		月刊誌 週刊誌 その他	円

(様式第2号)

雑誌スポンサー決定通知書

年 月 日

殿

相模原市教育委員会教育長

次のとおり決定したので通知します。

広告 掲出館	雑誌名	刊行頻度	雑誌納入開始時期 (年度末までの購読料見込額)
		月刊誌 週刊誌 その他	年 月 日発行分以降 ( 円)
		月刊誌 週刊誌 その他	年 月 日発行分以降 ( 円)
		月刊誌 週刊誌 その他	年 月 日発行分以降 ( 円)